

女性活躍推進法に基づく

特定事業主行動計画  
(後期計画)

西海岸衛生処理組合

令和7年3月

# 西海岸衛生処理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和7年3月3日

西海岸衛生処理組合管理者

## はじめに

西海岸衛生処理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、西海岸衛生処理組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

法は、令和8年3月31日までの時限立法となっており、本計画は前計画（計画期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間）に引き続く計画として策定する。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各年度ごとに状況を把握し本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、当組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事業について分析を行った。当該課題分析の結果女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この取組は、当組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事業について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

### (1) 採用職員に占める女性職員の割合の向上

令和8年度までに、採用者の女性割合を30%以上とする。

(2) 女性職員における職員構成比率の向上

令和8年度までに、女性職員の構成比を10%以上にする。

(3) 育児休業等の取得促進

令和8年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) に対する取組内容

女性職員の採用に係る体制の整備及び職場環境や施設の整備を図るとともに、これに関して求職者への広報活動に努める。

(2) に対する取組内容

女性職員を多用なポストへの積極的な配置に努める。

(3) に対する取組内容

配偶者が出産を控えている男性職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を図るための情報提供を行う。